

## 第 20 回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 1 月 22 日（火）午前 10 時～午前 10 時 25 分

2 場 所 南港市場 福利厚生棟 2 階 会議室

3 出席者

（委員）加藤会長、福田委員、入江委員、本間委員、杉本委員、坂東委員、阪本委員、櫻本委員、大林委員、池田委員、松本委員

（以上 11 名）

（大阪市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、渡辺経営改善担当部長兼南港市場長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、菅原将来戦略プラン担当課長、辻本衛生管理担当課長、中尾設備・施設担当課長兼南港市場副場長、澤野食肉衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

- ・消費税等関係
- ・卸売市場法関係

○その他

5 議事録

（司会）

皆様、おはようございます。

ただいまから、第 20 回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会を開催致します。

委員の皆様方には、公私何かと御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場企画担当課長代理の山田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本運営協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています名簿のとおり 12 名で構成しており、現時点で 11 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例南港市場施行規則第 78 条に基づき成立致しておりますことを御報告申し上げます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開すること

になっておりますので、よろしくお願い致します。

傍聴の方には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、並びに「資料 1、資料 1 の参考、資料 2、別紙、資料 3、参考資料」となっております。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、私の方からお名前のみ御紹介させていただきます。

まず、本運営協議会会長の加藤会長です。

続きまして、名簿順に御紹介させていただきます。

福田委員です。

入江委員です。

本間委員です。

杉本委員です。

坂東委員です。

阪本委員です。

櫻本委員です。

大林委員です。

池田委員です。

松本委員です。

なお、上田委員におかれましては、御都合により、欠席となっております。

本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表致しまして中央卸売市場長の田端より御挨拶を申し上げます。

(田端中央卸売市場長)

皆様、おはようございます。中央卸売市場長の田端でございます。

皆様におかれましては、この南港市場の日々の円滑な運営に御尽力頂き、また大阪市政各般にわたり、平素から温かく御理解、御協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また 1 月末とは言え、新年明けて早々の、また一方で年度末も見えてまいりましたこの時期に、お時間頂戴致しましてありがとうございます。改めてお礼申し上げます。

昨年は、大阪府北部地震とか、数々の大型台風、また集中豪雨とか、この大阪のみならず日本全体が色々な災害に見舞われた年だったと思います。この南港市場もハード、ソフト共に大きな被害を受けました。皆様の御理解、御尽力のおかげで早期復旧が出来ました。改めて感謝申し上げたいと思います。昨年を象徴する漢字も災害の「災」という字でございましたけれども、今年は、委員の皆様におかれましても、この南港市場におきましても穏やかな良い年であることを、心から期待致したいと思っております。

今日の南港の運営協議会でございますけれど、御案内のとおり、まず1点目は、この10月から消費税が改定されますので、それに伴いまして本市の条例を改正する必要があります。まずその事が1点と、2点目は来年6月から施行されます市場法の改正、これについて大阪市としても対応を考えていかなければいけないのですけれど、それに向けてのこれからの方向性について御説明して、御意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、市場法の改正につきましては、卸の「大食」さんをはじめ、この市場の取引参加者の皆さんに専門委員の先生と共にヒアリングを昨年させて頂きました。十分に時間を取っていただいて、真摯に御対応頂きましたことに、改めて感謝を申し上げます。今日はその概要についても御報告させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

今日の会議、有意義な会議として頂きます事をよろしくお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせて頂きます。

ありがとうございます。

(司会)

これより、業務条例南港市場施行規則第77条に基づきまして、議事の進行を加藤会長にお願い致します。加藤会長、どうぞよろしくお願い致します。

(加藤会長)

議事進行を務めさせて頂きます加藤です。どうぞよろしくお願い致します。進行にも御協力の程、よろしくお願い致します。

本日の議題は、「業務条例改正について」ということで、消費税等の関係、それから卸売市場法の関係の二つでございます。

それでは、はじめに、「業務条例改正について(消費税等関係)」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(更家企画担当課長)

企画担当課長の更家でございます。

私の方より、議案(1)の「業務条例改正について(消費税等関係)」の御説明をさせて頂きます。

お手元の「資料1」「消費税法等改正に伴う本市の条例改正について」を御覧ください。

1に記載しておりますとおり、改正を行います条例は、「大阪市中央卸売市場業務条例」でございます。

次に、2の改正内容の概要でございますが、(1)に記載しておりますように、消費税等の率が今年10月1日から、8%から10%へ改正されることに伴い条例の本文の一部及び施設使用料等について改正するものでございます。

また、(2)に記載しておりますように、「軽減税率制度」が導入されることに伴いまして、売上高割使用料及び委託手数料の算定基礎額について、消費税等を含む額から消費税等を除く額へと改正するものでございます。

改正条例の施行日は、3に記載しておりますとおり、消費税法等の改正施行の時期と合わせまして今年の10月1日となります。

次ページ以降に具体の条例改正案を添付しておりますので御参照ください。

なお、条例改正案につきましては、今後、市会でご審議を頂きますので、表現等につきまして修正する場合がございますが、趣旨が変わるものではございませんので御了承頂きますようお願い致します。

以上で、説明を終わります。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見について頂戴したいと思えます。

【質問・意見なし】

それでは御理解頂いたということで、次の議題「業務条例改正について(卸売市場法関係)」について、事務局より説明をお願い致します。

(更家企画担当課長)

議案(2)の「業務条例改正について(卸売市場法関係)」について御説明させていただきます。

資料2「卸売市場法改正に伴う本市の条例改正について」を御覧ください。

1「改正法について」、「(1)法改正の背景」についてでございます。

内閣府の諮問会議である「規制改革推進会議農業ワーキンググループの提言」を受けまして、国において「農業競争力強化プログラム」を策定し、その中で「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。」とされたものでございます。

次に「(2)改正法、基本方針に定める卸売市場の位置づけ」でございます。

改正法につきましては、平成30年10月17日に政省令が公布され、改正法の施行日が平成32年、2020年6月21日となり、政省令の公布と併せまして「卸売市場に関する基本方針」も公表されております。

改正法及び基本方針におきましては、資料にございますように、「卸売市場の役割・機能」、「消費者ニーズ等への対応」、「公共性の確保」について記載されているところでございます。

参考資料と致しまして、お配りしている資料の最後に「卸売市場法改正について」と「基

本方針」を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、裏面 2 ページを御覧ください。

「2 本市の今後の検討の方向性について」、「(1)その他の取引ルールについて」、「①その他の取引ルールの必要性の検討」でございます。

改正法では、差別的取扱いの禁止や受託拒否の禁止等の「共通のルール」を遵守することで、高い公共性を果していくことが期待されております。各卸売市場において、この「共通の取引ルール」以外の、商物分離、第三者販売や直荷引き等の「その他の取引ルール」を定めるにあたっては、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表するなど、公正な手続きを踏んで、共通の取引ルールに反しない範囲において、定めることができることとなっており、その必要性について対外的に説明する必要がございます。

次に「②検討の状況」でございます。

「別紙」資料「取引参加者のヒアリング結果について」を御覧ください。

昨年の平成 30 年 10 月から 11 月にかけて、専門委員とともに実施致しましたヒアリングの結果を取りまとめております。

1 ページを御覧ください。「その他の取引ルール」についての主な意見と致しまして、市場の活性化について、また、安全で安心な生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給する役割を果たすことが重要であるなどの意見を多く頂きました。

また、「商物分離」、「第三者販売」、「直荷引き」のすべてにおきまして、規制の有無にかかわらず、現状が変わることは考えにくいなどの意見を多く頂いたところでございます。

先ほどの資料 2 の 2 ページにお戻りください。「③ 今後の検討の視点」についてでございます。

本市の中央卸売市場が、将来にわたって、「大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場」という特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給できるよう、「その他の取引ルール」の制定の必要性について、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

矢印の先でございますように、具体的な検討の視点と致しましては、「市場の活性化」と「市民の利益」を柱として、それぞれ記載の項目の観点から検討を行ってまいります。

また、欄外の「なお書き」にございますように、「現在、実態として行われている商取引及び市場経営面についても考慮」致したいと考えております。

3 ページを御覧ください。「(2) 法律に定めがなくなった業務の方法について」でございます。

「業務許可」や「せり」などの卸売市場の業務の方法につきまして、今回の法改正で定めがなくなりました。開設者といたしまして、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める必要があるのではないかと懸念がございましたことから、昨年実施致しましたヒアリングにおきまして御意見をお伺いさせて頂きました。

意見の取りまとめにつきましては、先ほどの「取引参加者のヒアリング結果について」の

3 ページを御覧ください。

ヒアリングにおきましても、ここに記載のとおり「業務許可」「せり」等につきましては、一定のルールが必要との御意見を多く頂いたところでございます。

つきましては、先ほど御説明致しました、2-(1)-③の「本市の検討の視点」に加えまして、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める方向で、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

運営協議会の今後のスケジュールについてでございますが、(資料3)に記載しておりますとおり、本市においてパブリックコメントを実施する場合や市会へ条例改正案の議案上程、周知期間などを勘案しますと、今後、4月下旬頃に、条例改正の方向性をお示しし、7月頃に条例改正案として提示させて頂きたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、引き続きよろしくお願い致します。

以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくお願い致します。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

**【質問・意見なし】**

先ほど、田端市場長からもありましたけれども、昨年の10月から11月にかけて、事務局と入江委員と私でヒアリングをさせて頂きまして、長時間にわたりまして時間を割いて御対応頂きましてどうもありがとうございました。

その時の内容を別紙のところにまとめているわけですが、基本的にはこの内容で皆さんの状況とお考えがまとめられているという事で御確認頂ければと思います。

事前に事務局の方も個別に回って頂いて御確認されたと思います。

このヒアリング結果に基づきまして、先ほど事務局から御説明がありましたけれども、市の方針、4月に具体的な条例の改正案として、ここに提示されると、そういうスケジュールでよろしいですか。

(田端市場長)

4月下旬にはもう少し整理して条例改正の方向性をお示しして、7月ぐらいに条例案の形でお示し出来ればと思っています。

(坂東委員)

4月から本格的にあれですね。もうちょっと細かいヒアリングとかないんですか。

(田端市場長)

南港市場の取引関係者の皆様の御意見は、今日の資料で整理させて頂いております。また、本場・東部の青果・水産も条例の守備範囲に入っておりますので、そういう分野から頂いた意見もこれから整理をさせて頂いて、そのためには、再度御意見を伺ったり、確認もさせて頂いたりということも踏まえながら、4月下旬ぐらいには方向性としてお出ししたいと思っています。

(坂東委員)

わかりました。

(加藤会長)

他に、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

特に無いようですので、次に「その他」についてですが、事務局から何かございますでしょうか

(更家企画担当課長)

事務局より特にございません。

(加藤会長)

委員の皆様から御意見ございましたらよろしくお願い致します。

それでは特に無いようですので、これで本日予定しておりました議題については終了させて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

(司会)

御審議ありがとうございました。

それではこれをもちまして、本日の運営協議会を終了致します。

忙しい中、御審議賜りまして誠にありがとうございました。

**【終了】**